

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

江南市水道料金改定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により候補者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和5年7月14日

江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

1. 業務の概要

(1) 業務名

水道料金改定支援業務委託

(2) 業務の目的

令和元年に策定した江南市水道事業経営戦略において、持続可能な水道事業の経営を実現するため、水道料金の見直しを5年ごとに行うことと定めており、その業務について支援を委託するものである。

(3) 業務内容

江南市水道事業経営戦略における料金算定期間に基づき、令和7年度から11年度までの5年間の水道料金を見直すにあたり、総括原価方式に基づく適正な料金体系等について江南市上下水道事業経営審議会にて審議を行うため、資料の作成及び審議会運営に関して支援を行う。

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

2. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないもの
- (2) 江南市入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 江南市業者指名停止基準（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止の措置期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でない者
- (5) 「江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月28日付江南市長、教育委員会教育長、愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者

(6) 過去3年間(令和2年度以降に完了した業務)に江南市水道事業の下記に示される同種もしくは類似業務について、元請け実績を有すること。

- ・同種業務とは、水道料金の改定に係る業務を指す。
- ・類似業務とは、経営戦略策定支援業務、公営企業の経営改善に関する業務を指す。

なお、類似業務に同種業務で示した業務が含まれていることが明示できれば、同種業務として取り扱うものとする。

3. 選考方法

上記「2 参加資格」を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の内容を江南市水道料金等取扱業務委託プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行います。

4. 手続き等

(1) 担当課(書類の提出先及び問合せ先)

江南市水道事業 水道部水道課 経営・業務グループ

〒483-8018 江南市般若町中山146番地

電話番号: 0587-53-3511

FAX 番号: 0587-53-3514

E-mail: suido@city.konan.lg.jp

(2) 実施要綱等の配布

実施要綱その他の資料の配布については、次のとおりとします。

ア 配布期間

令和5年7月14日(金)から令和5年7月24日(月)まで

イ 配布場所

江南市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.konan.lg.jp/jigyou/proposal/index.html>

ウ 配布する書類

実施要綱、参加申込書等様式、仕様書

(3) 参加申込書の提出

プロポーザルの参加申込者は、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書

イ 会社概要書

ウ 業務実績確認書

※提出書類の詳細は、実施要綱に従ってください。

(4) 参加申込書の提出期限

令和5年7月24日(月) 午後5時まで(必着)

(5) 参加申込書の提出方法

持参または郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達された

ことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については参加申込者の自己責任とします。

(6) 参加申込書の提出先

上記「(1) 担当課」に同じ。

(7) 参加資格審査の結果通知

全ての参加申込者に対し、書面にて結果を通知します。

(8) 資料の閲覧・提供

ア 資料の閲覧・提供を受けることができる者は、参加資格審査結果の通知を受け参加資格を有することを認められた者のみとします。

イ 資料の閲覧、提供の時期

令和5年8月3日(木)から8月10日(木)の午前9時から午後5時まで ※事前に担当課への連絡が必要です。

ウ 閲覧場所

上記「(1) 担当課」に同じ。

(9) 実施要綱等に対する質問・応答

ア 実施要綱、仕様書等に対して質問することができる者は、参加資格審査結果の通知を受け参加資格を有することを認められた者のみとします。

イ 提出方法

質問書により電子メールにて提出してください。

ウ 提出期間

令和5年8月3日(木)から8月10日(木)午後5時まで(必着)
提出期間以降の質問は、一切受け付けません。

エ 回答方法

令和5年8月17日(木)に江南市ホームページで質問内容と回答を掲示します。

(10) 企画提案書の提出

プロポーザルの参加資格を認められた者は、次の書類を提出してください。

ア 従事予定者の経歴

イ 業務提案

ウ 業務実施体制

エ 業務工程計画

オ 参考見積書

※提出書類の詳細は、実施要綱に従ってください。

(11) 企画提案書の提出期限

令和5年8月24日(木) 午後5時まで(必着)

(12) 企画提案書の提出方法

上記「(5) 参加申込書の提出方法」に同じ。

(13) 企画提案書の提出先

上記「(1) 担当課」に同じ。

(14) 企画提案書の審査結果の通知

企画提案書を提出されました全ての参加者に対して、書面にて結果を通知します。

通知日 令和5年9月6日（水）予定

(15) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提案者が1つのテーマに対して、2以上の提案をしたとき
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- オ 実施要綱等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- キ 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又はこれらが識別しがたい見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき
- ク 参考見積書の金額が「3. 見積り限度額」を超過した場合
- ケ 前各号に定めるもののほか、プロポーザル選定委員会が、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったと認めたとき

(16) その他

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、江南市水道事業が必要と認める場合には、江南市水道事業は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

参加者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

5. その他の留意事項

詳細は、実施要綱、仕様書等によります。